

令和5年度 国民健康保険税の減免制度について

失業(リストラ)や営業不振等、特別な事情(定年退職の方は除きます。)により、国保に加入している納税義務者または世帯員の所得が著しく減少した方については、申請により保険税の減免等を受けられる制度があります。該当すると思われる方は、国民健康保険課の窓口でご相談ください。
※特例措置として実施しておりました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免制度は令和4年度をもって終了しました。

✓ 所得減少減免の対象条件

※下記の条件を満たす方が対象となります。

- 令和4年中の世帯総所得が450万円以下の場合、減少率30%以上
 - 令和4年中の世帯総所得が450万円を越える場合、減少率40%以上
 - 令和4年中の世帯総所得が600万円以下の場合
 - 預貯金等と被用者保険加入者(擬制世帯主・配偶者)の所得の合計が年間に必要とされる生活費を下回る場合
 - 所有不動産(土地や家屋)が自宅のみの場合
- ※世帯総所得とは、同一世帯の国保加入者の所得の合計額のことです。
- ※減少率は、令和4年中と令和5年中の世帯総所得を比較して算出します。

✓ 申請受付期間：令和5年7月1日～令和6年2月29日

✓ 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇・雇止め等の理由で職を失った方(非自発的失業者)が安心して医療にかかるよう、保険税の負担を軽減する制度です。所得減少減免申請前に非自発的失業制度の該当有無を確認いたします。

対象者(次のすべての条件を満たす方が対象となります。)

- 1.平成21年3月31日以降に失業した方
 - 2.失業時点で65歳未満の方
 - 3.雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知に記載されている離職理由コードが下記に該当する方
(該当離職理由コード:11,12,21,22,23,31,32,33,34)
- ※特例受給資格者短期受給者および高年齢受給資格者に該当する方は対象外です。詳細は国民健康保険課までお問い合わせください。

✓ 受付時間

8:30～17:15 (申請には時間がかかりますので余裕を持ってお越しください。)

減免申請の詳細につきましては、うるま市ホームページをご確認いただきか、国民健康保険課までお問い合わせください。

【お問合せ】国民健康保険課 ☎973-3202